

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

指導監査課長

利用者に対する複数事業所等の説明等について

標題の件について、実地指導の際、下記基準を十分に満たしていない指定居宅介護支援事業所が見受けられます。各事業所におかれましては、再度基準等を確認して頂き、基準等の遵守をお願い致します。

なお、下記基準に違反した事業所につきましては、運営基準減算が適用されることになります。

記

内容及び手続の説明及び同意

(船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第7条第2項)

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して、

- ・ 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること
- ・ 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること

につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

※上記「説明」とは、口頭で説明したことを支援経過等に記録しているだけでは足りません。重要事項説明書等に記載し、契約時等に対応して頂くことをお願いしています。

※平成30年4月以前に契約を結んでいる利用者も、全員に対応して頂く必要があります。

※文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算になります。

【厚生労働省 平成 30 年度介護報酬改定について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html
ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 介護・高齢者福祉> 介護報酬>
平成 30 年度介護報酬改定について

【厚生労働省 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について】

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000199107.pdf>

【船橋市 介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p046708.html
トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 >
高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 介護サービス指定事業者に関する法令等
の確認方法について

船橋市福祉サービス部 指導監査課指導監査第三係 〒273-0011 千葉県船橋市湊町 2-8-11 Tel 047-436-2782 Fax 047-436-2139
